

国 官 技 第 3 8 6 号
平成 2 8 年 3 月 3 0 日

各地方整備局企画部長 殿
北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房技術調査課課長

電子納品要領及び電子納品運用ガイドラインの改定について

工事及び業務における電子納品に関する下記の要領、基準、ガイドラインを改定したので、速やかに措置されたい。

なお、貴局管内の都道府県等に対しては、貴職から参考送付されたい。

記

1. 改定資料

工事完成図書の電子納品等要領
土木設計業務等の電子納品要領
測量成果電子納品要領
C A D 製図基準
電子納品運用ガイドライン【土木工事編】
電子納品運用ガイドライン【業務編】
電子納品運用ガイドライン【測量編】
C A D 製図基準に関する運用ガイドライン
デジタル写真管理情報基準

2. 適用

平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務に適用する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日までの期間においては、受発注者の協議により、従前の要領、基準を用いてもよいものとする。